

綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱

令和2年4月1日
告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等が綾川町地域総合整備資金貸付要綱(令和2年綾川町告示第57号。以下「貸付要綱」という。)に基づき、地域総合整備資金(貸付要綱第1条に規定する地域総合整備資金をいう。以下同じ。)を借入するのに必要な民間金融機関等の連帯保証に係る保証料の負担を軽減することにより、地域振興に資する民間事業活動等を支援することを目的として、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、地域総合整備資金の借入れを申請した事業者(以下「民間事業者等」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、民間事業者等が地域総合整備資金を借入れするうえで必要な民間金融機関等への連帯保証料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算に定める額の範囲内とする。ただし、民間金融機関等が連帯保証料を計算する際に融資残高に乗じる保証料率に変動があった場合において、変動後の保証料率が地域総合整備資金を借入れた初年度の保証料率(以下この項において「初年度保証料率」という。)を超えるときは、初年度保証料率を乗じた額の範囲内の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする民間事業者等(以下「申請者」という。)は、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 民間金融機関等からの連帯保証料計算表
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容の審査を行い、適当と認められるときは、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該年度の連帯保証料の支払が完了したときは、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証料の支払いを証明する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容の審査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 町長は、第6条の規定により補助金の交付を決定した場合において、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又はその後の事情の変化により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助金等の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その差額を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

綾川町長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付申請書

年度綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金の交付を受けたいので、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱第 5 条により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 事業名（地域総合整備資金貸付事業名）
- 2 補助事業（地域総合整備資金貸付事業）の目的
- 3 補助事業（地域総合整備資金貸付事業）の概要
- 4 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円
- 5 添付書類
 - (1) 民間金融機関等からの連帯保証料計算表
 - (2) その他町長が必要と認める書類

様

綾川町長

綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金については、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり条件を付して交付することに決定したので、同条の規定により通知します。

記

1 事業名 (地域総合整備資金貸付事業名)

2 交付決定額 _____ 円

3 規則等の遵守

- (1) 補助事業の遂行等にあたっては、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行及び収支の状況について、町長から要求があった場合は、速やかに状況報告書を町長に提出しなければならない。
- (4) 補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は当該交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに、実績報告書を町長に提出しなければならない。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

綾川町長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった、 年度綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金について、事業が完了したので、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり実績報告をします。

記

1 事業名（地域総合整備資金貸付事業名）

2 連帯保証料の支払額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 連帯保証料の支払いを証明する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

様

綾川町長

綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金について、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次の通り交付額を確定したので、同条の規定により通知します。

記

1 事業名 (地域総合整備資金貸付事業名)

2 補助金交付確定額 _____ 円

(補助金交付決定額 _____ 円)

綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付請求書

請求金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

年 月 日付 第 号で確定通知があった 年度綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金について、綾川町地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

年 月 日

綾川町長 殿

債権者

住 所 □□□-□□□□

(フリガナ) 氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者の職氏名)

支払の方法	口座振替払 □	銀行 農協 (支)店									
		預金種目	当座 □	普通 □	口座番号						
		(フリガナ)									
		口座名義									

預金口座のある金融機関の店舗名及び口座番号を記載してください。

なお、口座番号にあつては、該当する預金種目の□の箇所にレ印を付してください。